⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法等
申請書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評価通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る）を含む)、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案及び入札書（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　入札公告日から令和３年７月12日（月）16時まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計２ＭＢを超える場合は郵送（書留郵便に限る）又は当社ホームページにより、契約責任者に届出を行った場合は郵送（書留郵便に限る）により、記４⑵①の期間に、記４⑴に提出すること。なお、郵送による場合には（正）１部及び(副)として電子データ（ＰＤＦファイル）を格納したＣＤ－Ｒ１枚を提出するものとする。なお、当社ホームページに資料をアップロードする場合は、案件毎に事業者登録を行うものとする。
⑷　開札（入札執行）の日時及び場所
①　入札書の提出期間
㋐　電子入札による入札　令和３年９月１日（水）10時～令和３年９月３日（金）16時まで
㋑　電子入札による辞退　令和３年９月１日（水）10時～令和３年９月３日（金）16時まで
㋒　郵送による入札書・辞退書の提出期限（紙入札方式参加の届出を行った場合）
令和３年９月３日（金）16時までに記４⑴に郵送すること（簡易書留にて提出期限内必着とする。）
②　開札日時　令和３年９月６日（月）11時
③　開札場所　中日本高速道路株式会社八王子支社
５　調査・設計業務の成果品（以下「設計成果品」という。）の貸与について
入札参加希望者は、次のとおり、本工事に係る設計成果品を当社から貸与を受けることができる。
⑴　当社からの貸与品：本工事に係る設計成果品（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）
中央自動車道　日之城橋耐震補強設計（平成30年度）
中央自動車道　正楽寺川橋床版取替基本設計
⑵　貸与方法　別紙１「設計成果品借用申込書兼誓約書」を記載のうえ、上記４⑴担当部局に郵送（書留郵便）又は持参した者に対し、設計成果品（電子媒体)を郵送又は手交する。
⑶　借用申込期限　申請書等の提出期限の前日の16時まで
⑷　返却期限　開札日の翌日から１週間以内とする。
なお、開札日にかかわらず、当社から返却請求を受けた場合は、直ちに返却すること。
⑸　返却方法　上記４⑴担当部局に郵送（書留郵便）又は持参により、別紙２「設計成果品返却書」とともに返却する。
６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は完成保証人を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
⑷　本工事の技術提案書の提出にあたって、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案（設計図書）に基づいて施工する意思がある場合は、技術提案書においてその意思を表示すること。
⑸　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該技術提案に基づく入札を行い、標準案（設計図書）に基づいて施工しようとする者、又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者（技術提案の一部が不採用の場合を含む。）は、競争参加資格確認結果通知書に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑹　技術提案に基づく調査等業務の成果に関するすべての責任は、技術提案等の提出者にある。
⑺　技術提案が適正と認められた場合には、提案した技術提案の内容に基づき調査等業務及び施工すること。
⑻　工事費見積条件書の提出　落札者は、契約締結後30日以内に契約金額に関する工事費見積条件書を提出すること。(入札説明書参照)
⑼　契約変更の取扱い
①　技術提案に基づく調査等業務が完了した場合は、速やかに、対象となる当初契約時の契約金額を上限額として工事目的物等に対応した単価項目を設定のうえ、契約変更するものとする。この場合、工期の変更は行わないものとする。
②　調査等業務に要する費用は、発注者からの追加指示がない限り契約変更はしない。
⑽　落札者の決定方法　落札者の決定方法は、最も総合評価点が高い者を落札者となるべき者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。
⑾　落札決定を取消した場合の措置等　申請書等に虚偽の記載をした者は、本工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。
また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。
⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⒁　手続における交渉の有無　無
⒂　契約書作成の要否　要
⒃　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒄　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。
⒅　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒆　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足す